

司法試験法等の一部を改正する等の法律案のポイント

趣旨

【現状】

- ① 司法試験の受験資格を法科大学院修了者及び司法試験予備試験合格者に限定しており、法曹資格を得るまでの時間的・経済的負担が大きい。
- ② ①の事情から、法曹志望者が減少し、優れた資質等を有する法曹の確保が困難
- ③ 政府は平成30年度までを集中改革期間としてきたが、法曹志望者数はなお減少している。

司法試験を広く受験しやすいものとするとともに、法曹の資質の維持向上を図るため、司法試験の受験資格、方法及び試験科目並びに司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置等を講ずる。

1. 司法試験法の改正

(1) 受験資格の制限等の廃止

- ① 司法試験の受験資格を法科大学院修了者と司法試験予備試験合格者に限定する制度及び受験期間の制限の廃止
- ② 司法試験予備試験も廃止

(2) 司法試験の方法・試験科目の改正

- ① 短答式筆記試験、論文式筆記試験に加え、口述試験を設ける。
- ② 試験科目は次のとおり。

イ 短答式筆記試験

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法

ロ 論文式筆記試験

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・法律実務基礎科目

※ 法科大学院修了者に対しては、法律実務基礎科目を免除

ハ 口述試験

公法系科目（憲法・行政法）・民事系科目（民法・民事訴訟法）・刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）

※ 新制度施行後一定期間、施行時に、①法科大学院を修了した者、②法科大学院に既に入學しており、その後修了する者、③司法試験予備試験合格者を対象にして、旧試験を行う併存期間を設ける。

2. 裁判所法の改正

司法修習は現在1年間行われているが、2月延長し、1年2月間行われるようにする。

3. 弁護士法の改正

弁護士会等による弁護士への研修機会の提供、弁護士等に係る情報の提供等に係る規定を設ける。

4. その他

- ① 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の廃止
- ② 司法過疎地域問題に対する法曹養成に関する配慮について規定